

会 議 録

会議名	平成23年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成23年10月12日(水) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館3階市民会館萌え木ホールA会議室		
出席者	委員	石井忠史、益田あゆみ、小林貢、小林功、石垣将樹、川合修	
	その他	なし	
	事務局	當麻光弘 経済課長 藤田義人 産業振興係主任	千葉幸二 産業振興係長 中村優平 産業振興主事
傍聴の可否	可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	法人及び事業を営む個人の信用情報が含まれているため (小金井市情報公開条例第5条第1項第3号)		
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成23年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成23年10月12日（水）
午前10時00分～午前12時00分
場 所：小金井市商工会館3階
市民会館萌え木ホールA会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 平成22年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 平成23年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 延滞案件について
- (6) 小金井市小口事業資金融資における緊急対策について
- (7) 東日本大震災復興緊急保証制度について
- (8) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 小金井市小口事業資金融資あっせん条例・施行規則 抜粋
- 資料2 会議録の取扱いについて
- 資料3 平成22年度あっせん・実行状況集計表
- 資料4 平成23年度あっせん・実行状況集計表
- 資料5 延滞案件調べ
- 資料6 小口事業資金融資あっせん申込件数月別集計表（全額補助対象）
- 資料7 東日本大震災復興緊急保証制度について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

2 市民部長挨拶

経済情勢の変化や市の再開発等で商店街や中小事業者を取り巻く環境は大きく変わっている中で、委員として小口事業資金の融資あっせんに関する重要事項を審議する本審議会への協力を依頼する旨を述べ、挨拶とした。

3 各委員自己紹介

各委員が自己紹介を行った。

4 議 事

(1) 会長及び副会長の選出

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定により、石井委員を会長に、益田委員を副会長に推薦する意見が出され、各委員が賛成し、決定した。以降の議事進行を会長が行うこととなった。

(2) 会議録の取扱いについて

事務局： 別添資料2を基に会議内容の記録方法と率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため、発言者名の省略ができることについて説明し、今期の取扱いについて諮った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： どのくらいの市民が会議録を閲覧しているのか。

事務局： 会議録は誰でも、市の情報公開コーナー、議会図書館、図書館本館、また、市のホームページで閲覧できるようになっているため、特に閲覧数を把握しているわけではない。

会 長： では、会議録の取扱いについて、委員から意見を伺いたい。

委 員： 従前どおり会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式で良いのではないか。

各委員： 異議なし

事務局： 内容の確認についても従前通り全委員に議事録の原案を郵送し、修正・加筆していただき了解を得た上で、公開をいたしたい。

各委員： 異議なし

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

(3) 平成22年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料3を基に、平成23年3月31日現在の平成22年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員： 否決7件及び辞退12件の主な理由について伺いたい。

事務局： 否決の7件については、保証協会の審査段階で、返済財源不足、保証条件に合わない、という理由で否決されている。辞退の12件については、自己資金で間に合った、保証条件に合わなかった、震災の影響により事業を見直した、という理由で辞退している。

委員： 開業資金について、平成21年度と比較して件数が増加しているが、どのような業種が申込みしているのか。

事務局： 平成22年度の開業資金の申込みには、建設業、飲食業、医療業、司法書士事務所、半導体販売業などがある。

委員： 経営組織別のその他4件の内訳について伺いたい。

事務局： 経営組織別のその他4件については、すべて医療法人社団である。

委員： 業種別のサービス業について、どのような業種からの申込みがあるのか。

事務局： 一例を挙げると、美容業、保険代理業、歌唱公演業、クリーニング業、獣医師、学習塾、出版業、エステサロン業、司法書士事務所、税理士事務所などがある。

(4) 平成23年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料4を基に、平成23年9月30日現在の平成23年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員： 融資あっせんの申込みから融資実行までどのくらいの期間を要するのか。

事務局： 市は融資あっせんの申込みを受けてから、遅くとも1週間以内にはあっせん書を発行するよう努力をしている。借受人は、あっせん書を受け取った後、金融機関と保証協会の審査を受けることになるが、金融機関や保証協会の実行段階では、決算内容や事業内容が融資審査の基準となり、既存の融資を含めた新規融資の返

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

済能力等も審査されるため、早く実行される方もいれば、実行までに日数がかかってしまう方もいる。そのため、事務局としては、借受人が融資実行までにどのくらいの期間を要するのか判断することは難しい。

（5）延滞案件について

事務局： 別添資料5を基に、延滞案件の経過と資料説明をし、討議を行った。

金融機関から、延滞案件について進展があったとの報告を受けた。

借受人と面談をしたところ、道路拡張による土地収用の日程が決定し、平成24年2月までには収用に係る補償金が支払われる予定であり、この補償金をもって早期解決を図りたいとのことである。

（6）小金井市小口事業資金融資における緊急対策について

事務局： 別添資料6を基に、商工業者の経営安定化のための緊急時限措置として実施している運転資金、経営安定化緊急資金の信用保証料全額補助（貸付相当分）の制度と今までの経過を説明し、平成23年9月30日現在の運転資金と経営安定化緊急資金の件数の説明報告を行った。

来年度、この制度の実施期限を再度延長するかどうかについては、最終的には理事者と協議の上で市の方針を決定するが、その前段として参考にするため、各委員から意見を求めた。

質疑応答は以下の通り。

委員： 引き続き実施期限を延長すべき。

委員： 中小企業にとって、緊急対策は非常に利点がある。中小企業が育つことで、小金井市も活性化することができることを考えると、実施期限を延長すべき。

委員： 現在の経済状況を考えると、実施期限を延長すべき。

事務局： 各委員の意見を参考にし、理事者と協議の上で市の方針を決定したい。

（7）東日本大震災復興緊急保証制度について

事務局： 別添資料7を基に、東日本大震災復興緊急保証制度の概要と小金井市における平成23年9月末現在の認定申請件数等について説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 保証額について、市は把握しているのか。

事務局： 東日本大震災復興緊急保証制度は、国から依頼を受けて市が認定窓口として認定を行っている制度である。そのため、市では保証額を把握することができない。

委員： 特定被災区域はどこで調べることができるのか。

事務局： 特定被災区域一覧は内閣府で公表している。また、市のホームページや窓口で閲覧できるようにしている。

委員： 申請してから市で認定書が発行されるまでどのくらいかかるのか。

事務局： 早ければ2、3日、遅くても一週間以内には発行するように努力している。

（8）その他

事務局： 特に事務局としては用意していないが各委員の方から何かあれば伺いたい。

委員： セーフティネット保証5号について伺いたい。

事務局： セーフティネット保証5号は、平成23年4月から9月30日までを原則全業種対象として申請受付をしていたが、引き続き平成24年3月31日まで期間を延長することとなった。

セーフティネット5号保証の申請件数については、平成23年度は9月末で、申込み件数39件である。

会長： 何か他に質問はあるか。

委員： 特になし。

3 閉会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。